

定期（財務）監査及び行政監査報告書
（平成 29 年度執行分）

小 城 市 監 査 委 員

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定による定期監査及び行政監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

- 平成29年7月執行分 平成29年7月26日から7月26日まで
- 平成29年8月執行分 平成29年8月3日から8月9日まで
- 平成29年10月執行分 平成29年10月16日から10月20日まで
- 平成29年11月執行分 平成29年11月8日から11月27日まで
- 平成30年1月執行分 平成30年1月11日から1月12日まで

2 監査対象課等及び監査実施日

監 査 対 象 課 等			監査実施日	監 査 対 象 課 等			監査実施日	
市長部局	総務部	総務課	平成29年10月18日	教育委員会事務局	学校教育課		平成29年11月15日	
		防災対策課	平成29年10月18日		教育総務課	教育総務課（給食センター）		平成29年11月15日
		財政課	平成29年10月16日			岩松・牛津・三日月小学校、三日月中学校		平成29年 8 月 3 日
		企画政策課	平成29年10月16日			三里・桜岡・晴田小学校、小城中学校		平成29年 8 月 4 日
	市民部	市民課	平成29年11月 8 日			砥川・芦刈小学校、牛津・芦刈中学校		平成29年 8 月 9 日
		人権・同和対策室	平成29年11月 8 日		保育幼稚園課	本課		平成29年11月15日
		税務課	平成29年11月 8 日			三日月・晴田幼稚園		平成29年 7 月26日
		国保年金課	平成29年11月 8 日			岩松・小城保育園		平成29年10月16日
		環境課	平成29年11月 8 日			砥川・三里保育園		平成29年10月18日
		環境課（中継センター）	平成29年10月20日		生涯学習課	本課		平成29年11月15日
	福祉部	社会福祉課（授産場・児童センター）	平成29年11月10日			小城公民館		平成29年11月22日
		高齢障がい支援課	平成29年11月10日			三日月公民館		平成29年11月22日
		健康増進課	平成29年11月10日			牛津公民館		平成29年10月20日
	産業部	農林水産課	平成30年 1 月12日			芦刈公民館		平成29年11月10日
		農村整備課	平成30年 1 月12日		文化課	本課		平成29年11月22日
		商工観光課	平成30年 1 月12日			市民図書館小城館		平成29年11月22日
	建設部	建設課	平成30年 1 月11日			市民図書館三日月館		平成29年11月22日
		下水道課	平成30年 1 月11日	監査委員事務局		平成29年11月15日		
		まちづくり推進課	平成30年 1 月11日	農業委員会事務局		平成30年 1 月12日		
議会事務局			平成29年11月15日	公営企業事務局	水道課		平成29年11月27日	
会計局			平成29年11月27日		市民病院		平成29年11月27日	
選挙管理委員会事務局			平成29年10月18日					

3 監査の対象期間

- 平成 29 年 7 月執行分 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日まで
- 平成 29 年 8 月執行分 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日まで
- 平成 29 年 10 月執行分 前回対象期間の次の日から平成 29 年 8 月 31 日まで
- 平成 29 年 11 月執行分 前回対象期間の次の日から平成 29 年 9 月 30 日まで
- 平成 30 年 1 月執行分 前回対象期間の次の日から平成 29 年 11 月 30 日まで

4 監査の手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理並びに行政事務の執行について、あらかじめ提出された監査資料に基づき、提示のあった関係書類等を審査、照合するとともに、必要に応じて関係者の説明を求めるなどの方法により監査を実施した。

5 監査の着眼点

(1) 全般的事項

予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか
事務事業のうち主要事業の進捗管理は適正か
職員の配置は適切か

(2) 歳入関係

調定・収入手続は適正か
収入未済額の実態把握、督促等は適切か
市税等の滞納状況と理由を明確に把握しているか
市税等の収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か
市税等の滞納整理について努力しているか
市税等の不納欠損処分は適時、かつ厳正に行われているか

(3) 歳出関係

負担金の支出に際して、協議会等の機関決定はなされているか
協議会等の予算内容は、市予算要求時と同様か
支出科目は適正か

(4) 補助金関係

補助金交付要綱は制定されているか
補助金交付要綱に定める採択要件の審査は十分か

(5) 委託関係

委託内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか
委託の相手方及び選定方法は適切か
委託料の支出は適正な時期に行われているか
委託料の精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか

(6) 工事関係

工事の発注に当たって
・入札等の事務手続は適正に行われているか
・適正な工期が確保されているか
工事の執行について
・工程管理は徹底されているか
・審査は適正に執行されているか

(7) 財産関係

備品供用一覧表、重要備品整理簿と現品の照合は適正か

備品の処分は適正か

特別会計、基金、出資金・出捐金の管理は適正か

(8) その他

時間外勤務・休日勤務命令簿及び振替・代休等指定簿への記載は適正か、また、
手当の支出は適正か

個人情報等の管理は徹底されているか

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

平成29年度の定期監査は、市の財務に関する事務及び所管する事務事業に関する事務の執行及び処理状況等が適法、適正に行われているか、また、市の行政事務の執行が合理的かつ効率的に法令等に従って適正に行われているか監査を実施した。

総合的には、予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理はおおむね適正に処理されているが、一部で重要な指摘事項が見受けられた。

行政事務の執行については、法令等に従っておおむね適正に行われていた。

監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略した。

なお、今回の定期監査及び行政監査における指摘事項・改善事項は、次のとおりである。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し適正な執行に努められたい。

区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数

区 分	予 算	給与・ 旅費	収 入	支 出	契 約	工事の 執行	補助金	財 産	その他	計
重要な指摘事項				1						1
その他指摘事項					1			18		19
検討を要する事項							2			2
合 計				1	1		2	18		22

2 重要な指摘事項

【商工観光課】

平成28年度の竹灯り事業に関して、天候不順により協力金の見込み収入が大幅に下回り、その事に起因した不適切な会計処理が判明した所である。調査内容に基づいて、適切な処理をされたい。

3 その他の指摘事項・検討を要する事項

(1) 予算関係(0件)

(2) 給与、旅費関係(0件)

(3) 収入関係(0件)

(4) 支出関係(0件)

(5) 契約関係(1件)

随意契約について、一部不適切な処理が見受けられたもの(1件)

(6) 工事の執行関係(0件)

(7) 補助金関係(2件)

補助金の交付について検討を要するもの(2件)

(8) 財産関係(18件)

備品の管理について改善を要するもの(15件)

備品供用簿に入力漏れがあったもの(1件)

切手受払簿について、一部不適切な処理が見受けられたもの(1件)

現金出納簿について、一部不適切な処理が見受けられたもの(1件)

(9) その他(0件)

4 監査対象課等ごとの監査結果

(1) 総務部

- 総務課、防災対策課、企画政策課、財政課
財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

市民部

- 市民課、人権・同和対策室、環境課、国保年金課、税務課
財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。
- 環境課（中継センター）
財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。
なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 備品供用簿について、取得価格が0円の備品が見受けられた。 財政課より指導されている処理をされたい。

福祉部

- 健康増進課
財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。
なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 備品供用簿について、取得価格が0円の備品が見受けられた。 財政課より指導されている処理をされたい。

- 高齢障がい支援課
財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。
なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 老人あん摩・はり・きゅう施術料の扶助費支給については、利用実態を考慮して助成額の減額や、補助の割合について検討されたい。

- 社会福祉課（授産場・児童センター）
財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に検討を要するものが見受けられた。
なお、検討を要する事項は、以下のとおりである。

検討を要する事項
・ 備品供用簿について、取得価格が 0 円の備品が見受けられた。 財政課より指導されている処理をされたい。

産業部

- 農村整備課
財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。
なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 備品供用簿について、取得価格が 0 円の備品が見受けられた。 財政課より指導されている処理をされたい。

- 農林水産課
財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。
なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 備品供用簿について、取得価格が 0 円の備品が見受けられた。 財政課より指導されている処理をされたい。

- 商工観光課
財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、一部で重要な指摘事項及び改善を要するものが見受けられた。
なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 平成 28 年度の竹灯り事業に関して、天候不順により協力金の収入が見込みより大幅に下回り、その事に起因した不適切な会計処理が判明した所である。調査内容に基づいて、適切な処理をされたい。
・ 備品供用簿について、取得価格が 0 円の備品が見受けられた。 財政課より指導されている処理をされたい。

建設部

○ まちづくり推進課

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 備品供用簿について、取得価格が0円の備品が見受けられた。 財政課より指導されている処理をされたい。

○ 建設課

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 備品供用簿について、取得価格が0円の備品が見受けられた。 財政課より指導されている処理をされたい。

○ 下水道課

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 備品供用簿について、取得価格が0円の備品が見受けられた。 財政課より指導されている処理をされたい。

(2) 議会事務局

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

(3) 会計局

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

(4) 選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

(5) 監査委員事務局

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

(6) 農業委員会事務局

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

(7) 公営企業事務局

○ 水道課、市民病院

財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理並びに行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

(8) 教育委員会事務局

- 学校教育課、生涯学習課、文化課（市民図書館小城館、三日月館）生涯学習課（三日月公民館）生涯学習課（牛津公民館）
財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

- 教育総務課（給食センター）
財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部改善を要するものが見受けられた。
なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 備品供用簿について、取得価格が0円の備品が見受けられた。 財政課より指導されている処理をされたい。

- 保育幼稚園課
財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部改善を要するものが見受けられた。
なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 備品供用簿について、取得価格が0円の備品が見受けられた。 財政課より指導されている処理をされたい。

- 文化課
財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部改善を要するものが見受けられた。
なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 切手受払簿に一部不適切な処理が見受けられた。今後は適正に処理されたい。

- 生涯学習課（小城公民館）
財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。
なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 小城町町民運動会校区予選会の補助金については、市内の他校区には存在しない補助であり、公平性が確保できていない。廃止等を含め検討されたい。
・ 現金出納簿に一部不適切な処理が見受けられた。今後は適正に処理されたい。

- 生涯学習課（芦刈公民館）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 備品供用簿について、取得価格が0円の備品が見受けられた。 財政課より指導されている処理をされたい。

- 教育総務課（岩松・牛津・桜岡・三里・砥川・三日月・芦刈・晴田小学校、三日月・牛津中学校）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

- 教育総務課（芦刈中学校）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 随意契約について、一部不適切な処理が見受けられた。今後は適正に処理をされたい。

- 教育総務課（小城中学校）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 備品登録がされていない剣道の防具が見受けられた。適正に処理をされたい。

- 保育幼稚園課（岩松・三里保育園、三日月幼稚園）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

- 保育幼稚園課（晴田幼稚園）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 備品供用簿について、取得価格が0円の備品が見受けられた。 財政課より指導されている処理をされたい。

- 保育幼稚園課（小城保育園）
財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部改善を要するものが見受けられた。
なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 備品供用簿について、取得価格が0円の備品が見受けられた。 財政課より指導されている処理をされたい。

- 保育幼稚園課（砥川保育園）
財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部検討を要するものが見受けられた。
なお、検討を要する事項は、以下のとおりである。

検討を要する事項
・ 備品供用簿について、取得価格が0円の備品が見受けられた。 財政課より指導されている処理をされたい。